

## 昭和三十三年厚生省令第十六号

## 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九條ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

## （療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給並びに居室における薬学的管理及び指導とする。

## （療養の給付の担当方針）

第二条 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

## （適正な手続の確保）

第二条の二 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

## （健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
- 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこととの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
- 三 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

## （経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

## （揭示）

第二条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、別に厚生労働大臣が定める事項を揭示しなければならない。

## （処方箋の確認）

第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三條第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及びその処方箋、法第三條第十三項に規定する電子資格確認又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。

## （要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第一項に規定する居宅サービス又は同法第八條の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二條第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二條に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

## （患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四條の規定による一部負担金並びに法第八十六條の規定による療養についての費用の額に法第七十四條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第一百十條の規定による家族療養費として支給される額（同条第二項第一号に規定する額に限る。）に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険薬局は、法第六十三條第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六條第二項又は第一百十條第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

## （領収証等の交付）

第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第四条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

## （調剤録の記載及び整備）

第五条 保険薬局は、第十条の規定による調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と区別して整備しなければならない。

## （処方箋等の保存）

第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。

## （通知）

第七条 保険薬局は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 一 正当な理由がなく、療養に関する指揮に従わないとき。
- 二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

## （後発医薬品の調剤）

第七条の二 保険薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四條の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四條又は第十九條の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四條の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

## （調剤の一般的方針）

第八条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方箋に基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

<p>2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。</p> <p>3 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認められているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。</p> <p>(使用医薬品)</p> <p>第九条 保険薬剤師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(健康保険事業の健全な運営の確保)</p> <p>第九条の二 保険薬剤師は、調剤に当たつては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。</p> <p>(調剤録の記載)</p> <p>第十条 保険薬剤師は、患者の調剤を行った場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(適正な費用の請求の確保)</p> <p>第十条の二 保険薬剤師は、その行つた調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。</p> <p>(説替規定)</p> <p>第十一条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に關してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替へるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="774 145 805 436">第一欄 第一欄</td> <td data-bbox="774 436 805 851">第三欄</td> <td data-bbox="774 851 805 1108">第四欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 145 774 436">第二欄 健康保険事業</td> <td data-bbox="742 436 774 851">健康保険事業</td> <td data-bbox="742 851 774 1108">船員保険事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 145 742 436">の三</td> <td data-bbox="710 436 742 851"></td> <td data-bbox="710 851 742 1108"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 145 710 436">(見出しを含む)</td> <td data-bbox="678 436 710 851"></td> <td data-bbox="678 851 710 1108"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 145 678 436"> <p>第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)</p> <p>第六十三條第三項各号</p> </td> <td data-bbox="478 436 678 851"> <p>健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)</p> <p>第六十三條第三項第一号又は第二号</p> </td> <td data-bbox="478 851 678 1108"> <p>船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。)</p> <p>第五十三條第三項各号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 145 478 436"> <p>第四条第七十四條</p> </td> <td data-bbox="414 436 478 851"> <p>第四百四十九條において準用する法第七十條</p> </td> <td data-bbox="414 851 478 1108"> <p>第五十五條</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 145 414 436"> <p>法第八十六條</p> </td> <td data-bbox="351 436 414 851"> <p>法第四百四十九條において準用する法第八十條</p> </td> <td data-bbox="351 851 414 1108"> <p>法第六十三條</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 145 351 436"> <p>第七十四條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="199 436 351 851"> <p>同項各号に定める割合を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="199 851 351 1108"> <p>額又は法第六十三條第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額</p> </td> </tr> </table>	第一欄 第一欄	第三欄	第四欄	第二欄 健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業	の三			(見出しを含む)			<p>第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)</p> <p>第六十三條第三項各号</p>	<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)</p> <p>第六十三條第三項第一号又は第二号</p>	<p>船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。)</p> <p>第五十三條第三項各号</p>	<p>第四条第七十四條</p>	<p>第四百四十九條において準用する法第七十條</p>	<p>第五十五條</p>	<p>法第八十六條</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第八十條</p>	<p>法第六十三條</p>	<p>第七十四條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額</p>	<p>同項各号に定める割合を乗じて得た額</p>	<p>額又は法第六十三條第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額</p>								
第一欄 第一欄	第三欄	第四欄																															
第二欄 健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業																															
の三																																	
(見出しを含む)																																	
<p>第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)</p> <p>第六十三條第三項各号</p>	<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)</p> <p>第六十三條第三項第一号又は第二号</p>	<p>船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。)</p> <p>第五十三條第三項各号</p>																															
<p>第四条第七十四條</p>	<p>第四百四十九條において準用する法第七十條</p>	<p>第五十五條</p>																															
<p>法第八十六條</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第八十條</p>	<p>法第六十三條</p>																															
<p>第七十四條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額</p>	<p>同項各号に定める割合を乗じて得た額</p>	<p>額又は法第六十三條第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額</p>																															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1300 1120 1484 1411"> <p>第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号</p> </td> <td data-bbox="1300 1411 1484 1702"> <p>第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号</p> </td> <td data-bbox="1300 1702 1484 2087"> <p>第五十八條第二項又は第六十三條第二項第一号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 1120 1300 1411"> <p>第一百十條</p> </td> <td data-bbox="1236 1411 1300 1702"> <p>第四百四十九條</p> </td> <td data-bbox="1236 1702 1300 2087"> <p>第七十六條</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1120 1236 1411"> <p>同條第二項第一号に規定する額</p> </td> <td data-bbox="1173 1411 1236 1702"> <p>法第四百四十九條において準用する法第一百十條第二項第一号に規定する額</p> </td> <td data-bbox="1173 1702 1236 2087"> <p>同條第二項第一号に規定する額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 1120 1173 1411"> <p>支払を受ける</p> </td> <td data-bbox="1109 1411 1173 1702"> <p>支払を、特別療養費に係る療養を受けた者について法第七十六條第二項の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第四百四十九條の規定による特別療養費(同條第二項第一号に掲げる費用に限る。)として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける</p> </td> <td data-bbox="1109 1702 1173 2087"> <p>支払を受ける</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 1120 1109 1411"> <p>第四條第二項第三号</p> </td> <td data-bbox="1045 1411 1109 1702"> <p>法第六十三條第二項第三号</p> </td> <td data-bbox="1045 1702 1109 2087"> <p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第三号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1120 1045 1411"> <p>同項第四号</p> </td> <td data-bbox="981 1411 1045 1702"> <p>法第四百四十九條において準用する法第六十三條第二項第四号</p> </td> <td data-bbox="981 1702 1045 2087"> <p>健康保険法第六十三條第二項第四号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 1120 981 1411"> <p>同項第五号</p> </td> <td data-bbox="917 1411 981 1702"> <p>法第四百四十九條において準用する法第六十三條第二項第五号</p> </td> <td data-bbox="917 1702 981 2087"> <p>健康保険法第六十三條第二項第五号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1120 917 1411"> <p>第八十六條第二項又は第一百十條第三項</p> </td> <td data-bbox="853 1411 917 1702"> <p>第四百四十九條において準用する法第八十六條第二項又は第一百十條第三項</p> </td> <td data-bbox="853 1702 917 2087"> <p>第六十三條第二項又は第七十六條第三項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1120 853 1411"> <p>第七條</p> </td> <td data-bbox="790 1411 853 1702"> <p>全国健康保険協会又は当該健康保険組合</p> </td> <td data-bbox="790 1702 853 2087"> <p>全国健康保険協会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1120 790 1411"> <p>第九條</p> </td> <td data-bbox="726 1411 790 1702"> <p>健康保険事業</p> </td> <td data-bbox="726 1702 790 2087"> <p>船員保険事業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="606 1120 726 2087"> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。 (健康保険及び船員保険療養費担当規程の廃止)</p> <p>2 健康保険及び船員保険療養費担当規程(昭和二十五年十月厚生省告示第二百七十五号)は、廃止する。</p> <p>附則(昭和四十八年一〇月一日厚生省令第三十九号) 抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(昭和四十九年一二月二八日厚生省令第四八号) 抄</p> <p>1 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和五十六年五月二九日厚生省令第三八号)</p> <p>この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和五十九年九月二二日厚生省令第四六号)</p> <p>この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。</p> <p>附則(平成六年三月一六日厚生省令第一〇号) 抄</p> <p>この省令は平成六年四月一日から施行する。</p> <p>附則(平成六年八月五日厚生省令第五〇号) 抄</p> </td> <td data-bbox="606 1411 726 2087"> <p>健康保険事業</p> </td> <td data-bbox="606 1702 726 2087"> <p>船員保険事業</p> </td> </tr> </table>	<p>第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号</p>	<p>第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号</p>	<p>第五十八條第二項又は第六十三條第二項第一号</p>	<p>第一百十條</p>	<p>第四百四十九條</p>	<p>第七十六條</p>	<p>同條第二項第一号に規定する額</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第一百十條第二項第一号に規定する額</p>	<p>同條第二項第一号に規定する額</p>	<p>支払を受ける</p>	<p>支払を、特別療養費に係る療養を受けた者について法第七十六條第二項の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第四百四十九條の規定による特別療養費(同條第二項第一号に掲げる費用に限る。)として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける</p>	<p>支払を受ける</p>	<p>第四條第二項第三号</p>	<p>法第六十三條第二項第三号</p>	<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第三号</p>	<p>同項第四号</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第六十三條第二項第四号</p>	<p>健康保険法第六十三條第二項第四号</p>	<p>同項第五号</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第六十三條第二項第五号</p>	<p>健康保険法第六十三條第二項第五号</p>	<p>第八十六條第二項又は第一百十條第三項</p>	<p>第四百四十九條において準用する法第八十六條第二項又は第一百十條第三項</p>	<p>第六十三條第二項又は第七十六條第三項</p>	<p>第七條</p>	<p>全国健康保険協会又は当該健康保険組合</p>	<p>全国健康保険協会</p>	<p>第九條</p>	<p>健康保険事業</p>	<p>船員保険事業</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。 (健康保険及び船員保険療養費担当規程の廃止)</p> <p>2 健康保険及び船員保険療養費担当規程(昭和二十五年十月厚生省告示第二百七十五号)は、廃止する。</p> <p>附則(昭和四十八年一〇月一日厚生省令第三十九号) 抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(昭和四十九年一二月二八日厚生省令第四八号) 抄</p> <p>1 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和五十六年五月二九日厚生省令第三八号)</p> <p>この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和五十九年九月二二日厚生省令第四六号)</p> <p>この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。</p> <p>附則(平成六年三月一六日厚生省令第一〇号) 抄</p> <p>この省令は平成六年四月一日から施行する。</p> <p>附則(平成六年八月五日厚生省令第五〇号) 抄</p>	<p>健康保険事業</p>	<p>船員保険事業</p>
<p>第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号</p>	<p>第七十六條第二項又は第八十六條第二項第一号</p>	<p>第五十八條第二項又は第六十三條第二項第一号</p>																															
<p>第一百十條</p>	<p>第四百四十九條</p>	<p>第七十六條</p>																															
<p>同條第二項第一号に規定する額</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第一百十條第二項第一号に規定する額</p>	<p>同條第二項第一号に規定する額</p>																															
<p>支払を受ける</p>	<p>支払を、特別療養費に係る療養を受けた者について法第七十六條第二項の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第四百四十九條の規定による特別療養費(同條第二項第一号に掲げる費用に限る。)として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける</p>	<p>支払を受ける</p>																															
<p>第四條第二項第三号</p>	<p>法第六十三條第二項第三号</p>	<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第三号</p>																															
<p>同項第四号</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第六十三條第二項第四号</p>	<p>健康保険法第六十三條第二項第四号</p>																															
<p>同項第五号</p>	<p>法第四百四十九條において準用する法第六十三條第二項第五号</p>	<p>健康保険法第六十三條第二項第五号</p>																															
<p>第八十六條第二項又は第一百十條第三項</p>	<p>第四百四十九條において準用する法第八十六條第二項又は第一百十條第三項</p>	<p>第六十三條第二項又は第七十六條第三項</p>																															
<p>第七條</p>	<p>全国健康保険協会又は当該健康保険組合</p>	<p>全国健康保険協会</p>																															
<p>第九條</p>	<p>健康保険事業</p>	<p>船員保険事業</p>																															
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。 (健康保険及び船員保険療養費担当規程の廃止)</p> <p>2 健康保険及び船員保険療養費担当規程(昭和二十五年十月厚生省告示第二百七十五号)は、廃止する。</p> <p>附則(昭和四十八年一〇月一日厚生省令第三十九号) 抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(昭和四十九年一二月二八日厚生省令第四八号) 抄</p> <p>1 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和五十六年五月二九日厚生省令第三八号)</p> <p>この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和五十九年九月二二日厚生省令第四六号)</p> <p>この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。</p> <p>附則(平成六年三月一六日厚生省令第一〇号) 抄</p> <p>この省令は平成六年四月一日から施行する。</p> <p>附則(平成六年八月五日厚生省令第五〇号) 抄</p>	<p>健康保険事業</p>	<p>船員保険事業</p>																															



- 一 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日
- 二 第五条の規定 令和四年四月一日

附 則（令和四年九月五日厚生労働省令第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療費担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第三号）の公布の日から施行する。

（準備行為）

第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この省令の施行の前日においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。

附 則（令和五年一月一七日厚生労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。